

令和 2 年度「酒蔵ツーリズム推進事業」に係るモデル事例対象地域 募集要領

令和 2 年 3 月 1 3 日

国税庁酒税課

国税庁では、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」をはじめ、累次の閣議の決定等で示された方針を踏まえて、日本産酒類の輸出拡大に取り組んでいます。

訪日外国人が増加している中、酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」の発展が期待されており、地域活性化等のインバウンド効果や日本産酒類の海外需要の拡大に繋げることが重要と考えます。

このような状況を受けて、国税庁では令和 2 年度に事業者による「酒蔵ツーリズム」を推進するため、酒蔵ツーリズムのモデル事例構築に係る調査・実証分析等、一連の事業（以下、「酒蔵ツーリズム推進事業」という）を実施する予定です。

今回の公募では、「酒蔵ツーリズム推進事業」において調査・実証分析等の対象とする地域を募集します。

なお、本事業における「日本産酒類」とは、日本酒・ビール・ワイン・ウイスキー・焼酎など国内で製造されるすべての酒類を指します。

当事業への応募にあたり、申請する方及び選定されてモデル事例対象地域に参画される方は、国税庁が別途入札により契約する、モデル事例構築に係る調査・実証分析等の業務の受託者（以下、「調査受託者」という。）にご協力いただけることを条件とします。

本公募は、国会での令和 2 年度の当初予算成立が前提となります。このため、今後内容が変更になることもありますので、ご了承ください。

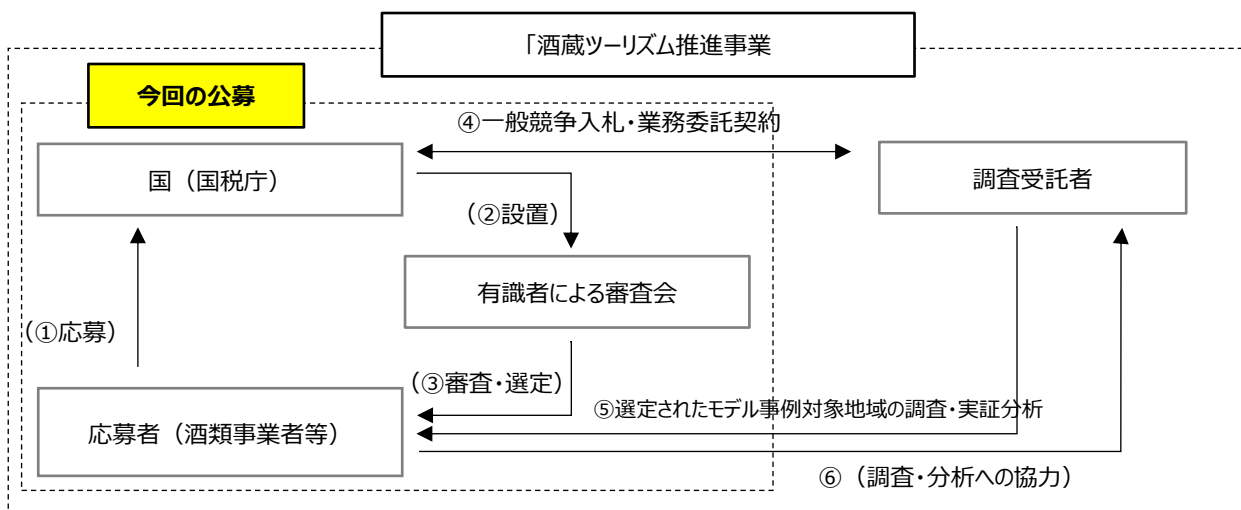
【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

訪日外国人が増加している中、酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」の発展が期待されており、地域活性化等のインバウンド効果や日本産酒類の海外需要の拡大に繋げることが重要と考えます。

このような状況を受けて、国税庁では令和2年度に酒類事業者などによる酒蔵ツーリズムのモデル事例構築に係る調査・実証分析等を実施し、その結果を公表することにより、業界全体での酒蔵ツーリズムを推進し、もって日本産酒類の海外需要の拡大を図ることを目的としています。

1-2. 事業スキーム



1-3. 公募対象地域等

酒類事業者、観光事業者、交通機関、地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵やワイナリー、ブルワリー等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」に取り組む地域。

なお、対象となる地域は、原則として市町村単位程度を対象とする。ただし、効果的な実施が見込める場合は広域連携など市町村単位に限らない。

1-4. 事業実施期間

調査受託者決定の日から令和3年3月31日まで

1-5. 応募資格

- (1) 酒税法の規定により、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を受けた者（以下、いずれかに該当する者を「酒類事業者」という）を1人以上含むグループ。
- (2) 酒類製造者である場合は、輸出酒類販売場の許可を受けている又は受けようとしていること。
- (3) 応募者は、「酒蔵ツーリズム推進事業」について理解かつ賛同し、モデル事例の構築に積極的に取り組む体制を整え、内

発的な意思を持って事業を推進すること。

- (4) 別途「応募提出書類一式」に漏れなく記載があること。

1 - 6. 事業の留意点

ツーリズム推進事業は、補助金、交付金の類ではなく、国税庁における調査事業の一環として行うものであり、当該取組に要する経費を支弁するものです。

【2. 応募手続き】

2 - 1. 募集期間

- (1) 募集開始日： 令和2年3月13日（金）
(2) 〆切日： 令和2年4月3日（金）17時必着

2 - 2. 応募書類

- ① 「酒蔵ツーリズム推進事業」モデル事例対象地域応募書類（様式 1）
- ② 「酒蔵ツーリズム推進事業」モデル事例対象地域応募書類（様式 2）
- ③ 「酒蔵ツーリズム推進事業」モデル事例対象地域応募書類（様式 3 「事業実施に際しての確認票」）

2 - 3. 応募方法

「酒蔵ツーリズム推進事業」における「モデル事例対象地域」に応募しようとする者は、令和2年4月3日（金）までに、応募書類に必要事項を記入のうえ、後述の【「酒蔵ツーリズム推進事業」モデル事例対象地域応募事務局】宛に電子メールにて提出してください。また、既にホームページ等で情報発信しているコンテンツ等がある場合、その取組の内容がわかるものも、併せて提出してください。おって、連絡の窓口となる代表を決めて応募してください。

※ メールの特名（題名）を必ず【令和2年度「酒蔵ツーリズム推進事業」モデル事例対象地域応募書類】としてください。電子メールで提出があった場合は、担当者から受信確認の返信を行います。締切日時までに受信が確認できない場合は申請を受け付けませんので、ご注意ください。またメールサイズは添付ファイルも含めて10MBを超えないようにして下さい。

2 - 4. 注意事項

- (1) 提出された応募書類は酒蔵ツーリズム推進事業の選定に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持に十分配慮いたしますが、選定された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- (2) 応募書類等の作成費等はすべて応募者の負担です。また、選定の正否を問わず、応募書類等の作成費用は支給されません。また、事業の選定後、実施内容を大幅に変更することはできません。

2 - 5. 応募書類の提出先および問い合わせ先

応募書類は電子メールにより以下に提出してください。電子メールでの送付が不可の場合は下記連絡先までご相談ください。

「酒蔵ツーリズム推進事業」モデル事例対象地域応募事務局：
(株式会社エスピー・リング東京内) 担当：又吉、入江

E-mail : sakagura-tourism@sp-ring.co.jp

電話 : 03-5543-2225

※ FAXによる提出は受け付けません。応募書類等に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、御注意ください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

【3. 評価・選定】

3-1. 選定方法

選定は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

3-2. 選定基準

以下の審査基準に基づき、国税庁において外部の有識者等により構成される審査会において評価を行い、それぞれの意見を踏まえ選定します。

評価項目	評価事項
① 基本条件	・酒類事業者を含む2者以上の協同事業者で応募されているか。 ・本事業を踏まえたホームページを作成するなど情報発信の予定があるか。
② 目的や目標、将来像などのビジョン	・応募に際して、その目的が明確か。 ・当該地域、事業者の現状把握や課題の認識等の背景が明確か。 ・本事業を通じて、当該地域、事業者の目指す将来像、目標が明確か。
③ 想定するツーリズム案の魅力や発展性	・ツーリズムのプロの視点で、訪日外国人にとって魅力ある地域資源（日本産酒類含む）を選定しているか。 ・日本産酒類を含む地域資源を有効活用しようとしているか。 ・訪日外国人を想定した行程やストーリーが考えられているか。 ・ツーリズム視点で、今後の訪日外国人誘客につながる発展性や将来性を有しているか。
④ 酒類事業者の意欲・主体性	・本事業に取り組むべき意欲を有しているか。 ・主体性を以った内容となっているか。
⑤ 訪日外国人を想定した商品やツーリズム案の独自性	・酒類事業者の事業や取り組み、対象商品について、連携による独自性を生む可能性はあるか。 ・当該地域の観光資源に独自性はあるか。 ・ツーリズム案に独自性を発揮する可能性はあるか。
⑥ 協同事業者や当該地域との連携の度合い	・ツーリズム案構築にあたって、関連事業者や観光資源ホルダーと連携した内容となる可能性があるか。 ・協同事業者は酒類事業者（日本酒、ワイン、地ビール、ウイスキー、焼酎等）や観光関連団体・組織（観光協会やDMOなど）、観光事業者とツーリズム構築に向けて多岐な連携が可能か。

3-3. 選定結果の決定及び通知

選定案件の決定後、応募事業者全員に対して、速やかに選定又は不選定の結果を国税庁から通知します。

※ 選定結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

3-4. 選定の取り消し

選定後においても、次の項目に該当するときは、選定を取り消す場合があります。

(1) 「1-5. 応募資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 虚偽の申請により選定を受けたとき

なお、選定後、応募者からの一方的な辞退は原則として受け付けられません。

3-5. 選定された者の義務

「モデル事例対象地域」に選定された者は、事業運営に当たり、調査受託者と連携し調査・実証分析等に協力するほか、調査受託者の指示や管理に従ってください。

また、調査受託者との間で問題が発生した場合には、当事者間において解決してください。

【4. 酒蔵ツーリズム推進事業に含まれる経費】

4-1. 事業の対象となる経費

酒蔵ツーリズム推進事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。

なお、これらの経費については、調査・実証分析業務の必要経費として、調査受託者が支出、負担します。

また、経費の上限は2,000万円程度（税込）です。

(1) 酒蔵ツーリズム推進事業の実施に関する取組

例えば、地域の特色を活かしたツーリズムのルート構築、ツーリズム実施マニュアル作成、酒類を中心とした地域の特徴等をPRする冊子等のモデル作成に係る経費

(2) 酒蔵ツーリズム推進事業の実施成果検証

事業の実施成果の検証、対応策の検討等に要する経費

(3) その他国税庁が必要と認める経費

4-2. 事業の対象とならない経費

- ・ 国や地方自治体により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ・ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費材や用地取得等、ツーリズム推進事業の範囲に含まれない経費
- ・ 共同申請者に加工を依頼又は委託した際の人件費
- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用
- ・ 不動産の購入費及び自動車等車両（軽車両に係るものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課（消費税を含み、旅費に係る出入国税を除く。）

- ・ 各種保険料（旅費に係る航空保険料及び展示会等出展に係るものを除く。）
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 酒蔵ツーリズム推進事業の申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を取得するための、申請に要する費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

【5. 問い合わせ先】

2 - 5. 応募書類の提出先のとおり

以上。